

中央公園ファミリープールエリアにおける実証実験に関する協定書（案）

広島市「以下「甲」という。」と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、中央公園ファミリープールエリアにおける実証実験（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 中央公園ファミリープールエリアの再整備後の新たな施設について、年間を通じて活用できる施設・空間にするため、夏期以外の期間、当該エリアにおいて、にぎわいの創出に資する実証実験を実施し、その実施効果や当該エリアの有するポテンシャル、市民ニーズ等の把握を行い、導入機能検討の参考となるデータを収集することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 乙は、本協定に定めるもののほか、本事業に係る募集要項及び乙が提案した企画提案書の内容を遵守し、本事業を実施するものとする。

（事業の期間）

第3条 本事業の期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

（事業の実施可能な期間及び時間）

第4条 本事業の実施可能な期間及び時間は、次のとおりとする。

期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

時間 原則午前9時から午後9時まで（準備・後片付けなどは除く）

（一部委託等）

第5条 乙は、本事業の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に書面により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、甲に対し、当該受任又は請負に関する一切の責任を負うこととし、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。

3 乙は、前項の規定により、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。

4 乙は、広島市の指名停止措置を受けた者若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者を本事業の一部の委任又は請負の相手方としてはならない。

5 乙は、第2項の規定により、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請負の相手方から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者（以下「暴力団員等」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、

この限りではない。

(不当介入等に対する措置)

第6条 乙は、本事業の履行に当たり、暴力団員等から、暴対法第2条第2号に規定する暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

2 乙は、前条第2項の規定により、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委任又は請負の相手方が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該相手方に対して警察に通報するよう指導しなければならない。

3 乙は、第1項又は前項の規定による報告及び通報により、本市が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本事業の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本協定が終了した後も同様とする。

(事業責任者)

第8条 乙は、本事業の履行に当たって、事業責任者を定め、その氏名等を甲に報告するものとする。事業責任者を変更したときも、また同様とする。

(費用負担)

第9条 乙は、本事業の履行に係るすべての費用を負担するものとする。

(利用料金)

第10条 乙は、利用者から利用料金を徴収し、自らの収入とすることができる。

(納付金)

第11条 乙は、本事業に係る売上の〇%（1円未満切上げ）を納付金として実施期間終了後1か月以内に、甲が指定する方法により支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 乙は、本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときに、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないとき。
- (2) 乙が本協定に基づく義務の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき。
- (3) 乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続若しくは特別清算開始の申し立てがあった

とき、又は銀行取引停止処分を受けたとき等、乙が社会的信用失墜行為を行ったことが明らかになったとき。

(4) 乙又は乙の役員が暴力団員等であること又は本協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が正当な理由なしに、本協定に基づく義務を履行しないときは、本協定を解除することができる。

(天災等不可抗力)

第15条 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すことができない事由により本協定に基づく義務の履行が困難になった場合は、本協定を終了するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本協定に関連する紛争が甲乙間に生じた場合、広島地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた場合については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
広島市長 松井 一實

乙 住 所
名 称
代表者